

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年度春日井市一般会計補正予算（第12号）を次のとおり専決処分する。

令和6年12月24日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和6年度春日井市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度春日井市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,385,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		25,395,775	1,056,510	26,452,285
	2 国庫補助金	9,279,734	1,056,510	10,336,244
歳入合計		127,328,506	1,056,510	128,385,016

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		57,573,970	1,056,510	58,630,480
	1 社会福祉費	31,751,080	1,056,510	32,807,590
歳出合計		127,328,506	1,056,510	128,385,016

令和 6 年 度

春日井市一般会計補正予算（第12号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(2) 歳入

(3) 歳出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	25,395,775	1,056,510	26,452,285
歳入合計	127,328,506	1,056,510	128,385,016

歳 出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	57,573,970	1,056,510	58,630,480	1,056,510				
歳 出 合 計	127,328,506	1,056,510	128,385,016	1,056,510				

(2) 歳入
16 (款) 国庫支出金

(単位 : 千円)

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 (項) 国庫補助金	9,279,734	1,056,510	10,336,244			
1 (目) 総務費国庫補助金	3,829,393	1,056,510	4,885,903	1 総務費補助金	1,056,510	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(3) 歳 出
3(款) 民生費

(単位 : 千円)

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 (項) 社会福祉費	31,751,080	1,056,510	32,807,590	1,056,510							
1 (目) 社会福祉総務費	11,448,974	1,056,510	12,505,484	1,056,510					10 需用費	210	1 諸事業 1,056,510
									11 役務費	12,200	(1) 物価高騰対応重点支援臨時給付金事業 1,056,510
									12 委託料	75,300	
									13 使用料及び賃借料	800	
									18 負担金、補助及び交付金	968,000	